



長崎最賃審発第8号
令和5年8月17日

長崎労働局長
小城英樹 殿

長崎地方最低賃金審議会
会長 深浦厚之

長崎県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和5年7月3日付け長労発基0703第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので答申する。

なお、中央最低賃金審議会の目安答申において、政府に対し、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備を行うよう各種要望、すなわち、業務改善助成金の対象拡大や実効性ある支援の拡充、賃上げ税制や補助金等における賃上げ企業の優遇等を通じた生産性向上等への支援の一層の強化、及び周知等の徹底が、例年以上に多く盛り込まれたところである。

長崎労働局においても、可能な限り多くの県内中小企業・小規模事業者が各種の助成金を受給できるとともに、特に事業場内で最も低い時間給を一定以上引上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金が一層活用されるよう、積極的な周知広報に取り組むことを、当審議会として要望する。

また、取りまとめに当たっては、使用者側委員より別紙2のとおり国に対する要望がなされていることを申し添える。

長崎県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

長崎県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で事業を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 898円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生日

法定どおり

- 1 近年最低賃金が大幅に引き上げられるとともに、10月上旬に改定発効されていることから、パートタイム労働者等について税制上の扶養控除及び社会保険上の被扶養認定を受けるために就労時間等の調整を行わなければならない状況が事業活動の支障にもなっている。このような状況を解消するために、最低賃金の改定の発効日を1月1日と制度化することについて国において検討することを強く要望する。